

## 令和元年 第5回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年5月7日(火) 午前9時00分～午前9時57分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(36人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員
22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員
25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員
28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員
32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員
35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第4条の規定による許可申請について

(2) 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 令和元年白石町農用地利用集積計画(5号)の承認決定について

(4) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第6回農業委員会総会の日時及び場所

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原浩	農地農政係	川崎由香

7. その他出席職員

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年 5 月第 5 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第 5 回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日の出席委員は 36 名中 36 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、8 番の赤坂隆義委員、9 番の中村勝郎委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 79 号 =

議長 はじめに、1.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 79 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 79 号。

申請農地の表示。大字福田字郷西〇〇番、田 65 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 121 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 20 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 15 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 147 m<sup>2</sup>、計 368 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字福田〇〇番地、秀移の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、農業用パイプハウス、宅地拡張となっております。

転用の事由としまして、〇〇番、〇〇番、〇〇番については、昭和 60 年頃より農業用倉庫、宅地の一部（花壇・通路・植栽・資材置場・家庭菜園）として、〇〇番、〇〇番については、平成 27 年より農業用パイプハウス、農作業スペースとして利用していたものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 142.00 m<sup>2</sup>、農業用パイプハウス 54.00 m<sup>2</sup>、宅地拡張（花壇・通路他）272.00 m<sup>2</sup>、宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田・畑・宅地、西側が田・畑・宅地、南側が宅地・田・道路、北側は田・畑・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が〇〇番、〇〇番は平成 27 年 9 月 8 日に一般で、〇〇番、〇〇番、〇〇番については、平成 26 年 12 月 4 日に見直しによる決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 1 ページから 2 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫、農業用パイプハウス、宅地拡張を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 79 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 79 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 80 号＝

議長 続きまして、議案番号第 80 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 80 号。

申請農地の表示。大字牛屋字桜木籠〇〇番、田 523 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地、沖清の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、資材置場用ビニールハウスとなっております。

転用の事由は、平成 6 年頃に農業用倉庫が必要となったが、自宅用地内では手狭であったため農業用倉庫、資材置場用ビニールハウスを建築した。始末書の提出があつてい  
ます。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 120.00 m<sup>2</sup>、資材置場用ビニールハウス 110.00 m<sup>2</sup>、通路等 293.00 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が道路、南側が田、北側は水路です。面積の検討は  
は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告が  
されています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区  
域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工  
施設、農畜産物販売施設です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て  
満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 3 ページから 4 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

26 番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 24 日に申請者と事務局と現地確認を行いました。今回の申  
請は、営農において必要不可欠な農業用倉庫、資材置場用ビニールハウスの整備を目的  
とするものです。転用申請については、周辺農地への影響もなく、また、区長、生産組  
合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、  
既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろ  
しくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これ について、質  
疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 80 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 80 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 81 号＝

議長 続きまして、議案番号第 81 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 81 号。

申請農地の表示。大字辺田字二本松〇〇番、畑 165 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 295 m<sup>2</sup>、計 460 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅、宅地進入路となっております。

転用の事由は、〇〇番については、昭和 63 年頃から宅地進入路として、〇〇番については昭和 54 年頃から農業用倉庫敷地として使用していた。現在、賃貸アパートに住んでいるが、子供も大きくなり手狭になり、転居を考えていた。また、親との同居も考えたが、手狭なため、実家隣の申請地に住宅を建築したい。始末書の提出がみついています。

事業または施設の概要は、一般住宅 109.30 m<sup>2</sup>、駐車場(4 台) 80.00 m<sup>2</sup>、通路等 105.70 m<sup>2</sup>、宅地進入路 165.00 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が田・道路、西側が田・畑、南側が道路・田、北側は宅地・田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 5 ページから 7 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、一般住宅と宅地進入路を目的とするものです。転用申請については、周辺農地への影響も

なく、また、区長、並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 81 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 81 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第 82 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 82 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 82 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字東郷字一本楠〇〇番、畑 72 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷上の〇〇さん。譲受人は白石町大字東郷〇〇番地、東郷上の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場となっております。

転用の事由は、現在、車庫には 2 台分の駐車スペースしかなく、来客時には駐車場に不便を生じている状況だが、娘親子が同居することになり、2 台の駐車スペースが必要になった。さらに、三女も頻繁に帰省することから来客を含め 4 台分の駐車場を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、駐車場 (4 台) 72.00 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が畑、西側が宅地、南側が道路、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告がさ

れています。

農地区分は第3種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地です。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として4月25日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、駐車場の整備を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第82号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第82号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第83号＝

議長 続きまして、議案番号第83号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第83号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字福富字昭和搦〇〇番、畑85㎡、同じく〇〇番、畑20㎡、計105㎡です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さん。譲受人は白石町大字福富〇〇番地、下区の〇〇さんです。

転用目的は、農家住宅、農業用作業場、駐車場となっております。

転用の事由は、譲渡人が平成5年頃から運送業の事務所、資材置場として利用していた。これにつきましては始末書の提出があつています。今回、譲受人が隣接する宅地等を購入するため、申請地と併せて農家住宅、農業用作業場、駐車場を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、農家住宅 121.93 m<sup>2</sup>、農業用倉庫（作業場） 195.27 m<sup>2</sup>、駐車場（3台） 39.00 m<sup>2</sup>、通路・その他 262.90 m<sup>2</sup>です。宅地、雑種地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が雑種地・道路、西側が水路・宅地、南側が水路、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成26年12月4日に見直しで決定公告がされています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであつて、当該事業の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要と認められるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11ページから12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農家住宅、農業用作業場、駐車場の整備を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られおり、生活排水などの放流について、管理者からの同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第83号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 83 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 84 号＝

議長 続きまして、議案番号第 84 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 84 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。白石町大字福富字五間堀下捌〇〇番、田 258 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さん、借受人は白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

転用目的は、住宅用地となっております。

転用の事由としまして、平成 2 年頃から貸付人が庭として利用していた。これにつきましては始末書の提出があります。申請地の隣接地に子供夫婦、孫 3 人の計 7 人家族で居住しているが、孫たちが大きくなり、現在の家では手狭になるため申請人夫婦が居住する住宅を建築したいというものです。

事業または施設の概要は、一般住宅 55.48 m<sup>2</sup>、カーポート 15.00 m<sup>2</sup>、庭・通路 187.52 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が水路、西側が道路、南側も道路、北側は道路・水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が昭和 52 年 9 月 17 日に見直しで決定公告されております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、住宅用地を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第84号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第84号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第85号＝

議長 続きまして、議案番号第85号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第85号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字戸ケ里字三本樟〇〇番、田1,416㎡です。

譲渡人は、佐賀市大和町大字久留間〇〇番地、〇〇さん、同じく福岡市東区千早〇丁目〇番〇号、〇〇さん。譲受人は白石町大字築切〇〇番地、築切搦の合同会社〇〇、代表社員、〇〇さんです。

転用目的は、集合住宅となっております。

転用の事由としまして、譲渡人は遠方に住んでおり、農業後継者もおらず、今後これ以上農地を維持することが難しくなった。申請地は集合住宅を建てるには最適な場所であるため、集合住宅を建築したいというものです。

事業または施設の概要は、集合住宅(2棟)521.58㎡、駐車場435.60㎡、通路・その他1,042.29㎡、宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が道路・宅地・田、西側が畑・宅地、南側が道路、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しで決定公告されております。

農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地です。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、申請地である田に集合住宅の建設を行われるものです。申請地は、譲渡人が現在所有している宅地に付随している田で、宅地部分とあわせて一体として利用されるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者、周辺の宅地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 85 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 85 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第 86 号 =

議長 続きまして、議案番号第 86 号、3. 「令和元年白石町農用地利用集積計画 (5 号) の承

認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 86 号、

令和元年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 6 件となっています。

整理番号の 1 番、買い手は新拓の〇〇さん。売り手は神埼市の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 4,500 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は令和元年 5 月 8 日、支払期限は令和元年 7 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 90,357 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は新拓の〇〇さん。売り手は新拓の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 5,945 m<sup>2</sup>です。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は令和元年 5 月 8 日、支払期限は令和元年 8 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。取得後の経営面積は 87,848 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字八平字新開〇〇番、畑の 1 筆で 5,215 m<sup>2</sup>。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は令和元年 5 月 8 日、支払期限は令和元年 7 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 19,239 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は日登の〇〇さん。売り手は久留米市の〇〇さん。土地の表示は、大字牛屋字大黒搦〇〇番、同じく〇〇番、大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、田の 1 筆で 5,197 m<sup>2</sup>、畑 2 筆で 204 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・玉葱。所有権の移転時期は令和元年 5 月 8 日、支払期限は令和元年 9 月 30 日。10a 当たりの対価は、田が〇〇円、畑が〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 46,205 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手は江北町の〇〇さん。売り手は住ノ江区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字第二田渕〇〇番、同じく〇〇番、田の 2 筆で 2,779 m<sup>2</sup>。利用目的は WCS。所有権の移転時期は令和元年 5 月 8 日、支払期限は令和元年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 49,746 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 6 番、買い手は六ヶ里の有限会社〇〇。売り手は共栄の〇〇さん。土地の表示は、大字坂田字一本杉〇〇番、同じく〇〇番、田の 2 筆で 1,839 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は令和元年 5 月 8 日、支払期限は令和元年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 333,075 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 5 ページにかけて 77 件、6 ページから 10 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 29 件、合わせまして 106 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 106 件、使用貸借権設定が 0 件となっております。そのうち新規が 87 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 61 件で、再設定は 19 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA

を通して設定をされているものが 66 件です。今回の利用権の総面積は 624,358.10 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 7 件、個人によるものが 70 件、農地中間管理機構によるものが 29 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 17 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、106 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。○番○委員については、退席をお願いします。

(○番○委員、退席)

議長 所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 86 号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 86 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 ○番○委員の入室を認めます。

(○番○委員、着席)

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、○番の○委員、○番の○委員、○番の○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 86 号の利用権設定について賛成の

方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 86 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 87 号～第 93 号＝

議長 続きまして、4.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 87 号から 93 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 87 号。申し出農地の表示。大字福吉字弥平次〇〇番、田 3,308 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 1,908 m<sup>2</sup>、計 5,216 m<sup>2</sup>です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福吉〇〇番地、東深通の〇〇さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 88 号。申し出農地の表示。大字遠江字三本松〇〇番、田の 3,701 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、西分二号の〇〇さんです。申請理由は、その他の農地の処分です。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 89 号。申し出農地の表示。大字築切字卯兵エ搦〇〇番、田の 5,149 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、沖小路の〇〇さんです。申請理由は、規模縮小のための農地の処分です。議案の位置図は、19 ページをご覧ください。

議案番号第 90 号。申し出農地の表示。大字深浦字四本松〇〇番、田の 700 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 847 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 1,055 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 2,539 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 421 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 1,979 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 4,117 m<sup>2</sup>、合計で 11,658 m<sup>2</sup>です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字深浦〇〇番地、牛間田の〇〇さんです。申請理由は離農による農地の処分です。議案の位置図は、20 ページから 21 ページをご覧ください。

議案番号第 91 号。申し出農地の表示。大字新明〇〇番、田の 4,244 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3A の〇〇さん

です。申請理由は離農による農地の処分です。議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

議案番号第 92 号。申し出農地の表示。大字深浦字鹿島〇〇番、田の 2,211 m<sup>2</sup>、大字深浦字一本松〇〇番、田 1,079 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 806 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 268 m<sup>2</sup>、合計で 4,364 m<sup>2</sup>です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市駅前中央〇丁目〇番〇号、㊦〇〇、相続管財管理人 弁護士 〇〇さんです。申請理由は財産の精算のための農地の処分です。議案の位置図は、23 ページから 24 ページをご覧ください。

議案番号第 93 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、他 36 筆です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申し出者等は、別紙のとおりです。内容につきまして、吉原が説明いたします。

事務局 (事務局より説明)

以上、議案番号第 87 号から議案第 93 号まで 7 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、新開地区を除く議案番号第 87 号から議案番号第 92 号までご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案番号第 87 号から 93 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。

議案番号第 87 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 88 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 89 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 90 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 91 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 92 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 93 号。

事務局 議案番号第 93 号につきましては、別紙のとおりです。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 87 号は○番○○委員と○番○○委員、88 号は○番○○委員と○番○○委員、89 号は○番○○委員と○番○○委員、90 号は○番○○委員と○番○○委員、91 号は○番○○委員と○番○○委員、92 号は○番○○委員と○番○○委員、93 号は別紙のとおりです。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 87 号は○○、88 号は○○、89 号は○○、90 号は○○、91 号は○○、92 号は○○、93 号の新開地区引き続き○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員の方によりしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第 6 回農業委員会総会の日時及び場所
- ② その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 5 回農業委員会総会を閉会

いたします。

閉会時刻 午前9時57分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員